

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

件 名	現行の敬老乗車証制度の継続		
要 旨	<p>京都市は市民の宝である敬老乗車証制度について、交付開始年齢70歳から75歳へ、交付対象は合計所得金額700万円未満に制限、利用者の負担金額引き上げを2022年度に向けて具体化しようとしている。</p> <p>敬老乗車証制度は、高齢者の社会参加を促すとともに、生きがい対策として長年にわたって実施されてきた制度である。さらに、外に出て元気に暮らす健康効果や外出による経済効果などがあり、市民の宝として重宝されてきた。敬老乗車証制度の事業費が発足時から17倍に伸びたと報道されているが、財政規模も拡大し、料金も上がっている現在を見れば過大な表現である。</p> <p>敬老乗車証制度は、現行制度の継続、拡充こそ利用者及び市民の願いである。さらに、市バスの均一運賃区間を全市内に拡大し、民間バス全てに適用範囲を広げること、交通不便地域の解消などを行って利便性を拡大することによって利用拡大を図ることこそ京都市の役割である。</p> <p>については、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 敬老乗車証の交付開始は70歳を継続すること。 2 敬老乗車証の交付対象の所得制限を行わないこと。 3 敬老乗車証の利用者負担額を引き上げないこと。 		
受理年月日	令和3年9月21日	回付委員会	教育福祉委員会

受付番号	陳 情 者
1301	
1302	
1303	

1304	
1305	
1306	
1307	
1308	
1309	—
1310	—
1311	
1312	
1313	—
1314	

1315	
1316	
1317	
1318	
1319	
1320	
1321	
1322	
1323	
1324	
1325	

1326	
1327	
1328	
1329	
1330	
1331	
1332	
1333	
1334	— — —
1335	
1336	

1337	
1338	
1339	
1340	
1341	
1342	
1343	
1344	
1345	
1346	
1347	—

1348	
1349	
1350	
1351	
1352	
1353	
1354	
1355	
1356	
1357	
1358	

1 3 5 9	
1 3 6 0	
1 3 6 1	
1 3 6 2	
1 3 6 3	
1 3 6 4	
1 3 6 5	
1 3 6 6	

